

「間伐材マーク使用規程」の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

変更後	変更前
1. 目的 国内における間伐（以下「間伐」という）や国内で生産された間伐材（以下「間伐材<u>等</u>」という）利用の重要性等をPRし、かつ、わが国の間伐材<u>等</u>を用いた製品を表示する間伐材マーク（以下「マーク」という）の適切な使用を通じて、間伐の推進や普及啓発及び間伐材の利用促進と消費者の製品選択等に資する事を目的として、「間伐材マーク使用規程」を定めるものです。 2. 3（略） 4. マーク使用の対象 (1) マークは、間伐の推進や間伐材利用の重要性をPRし、又は間伐材<u>等</u>を用いた製品であることを表示するために使用することができます。 (2)（略） (3) 間伐材<u>等</u>を用いた製品に使用する場合は、原材料の仕入先が間伐材<u>等</u>を取り扱う市場や加工工場であるなど、使用した間伐材<u>等</u>の産地を明確に証明することができる製品であるものに限ります。 5. マーク使用の申請・変更 (1) マーク使用を希望するものは、普及啓発に係る場合は別紙様式1号により、間伐材<u>等</u>を用いた製品へ使用する場合は別紙様式2号により、申請書を事務局まで提出して下さい。なお、普及啓発での使用の際、冊子・ポスター等作製依頼を受けた印刷会社等からの申請は受け付けません。印刷会社等への依頼者（クライアント）より申請を行って下さい。 (2) 様式2の申請書の提出に当たっては、<u>間伐を行う事業者（森林所有者を含む）から1年以内に発行された「伐採届（間伐と明記されたもの）（写）」または「間伐届出書（写）」（以下、「伐採届等（写）」という）及び同様に1年以内に発行</u>	1. 目的 国内における間伐（以下「間伐」という）や国内で生産された間伐材（以下「間伐材」という）利用の重要性等をPRし、かつ、わが国の間伐材を用いた製品を表示する間伐材マーク（以下「マーク」という）の適切な使用を通じて、間伐の推進や普及啓発及び間伐材の利用促進と消費者の製品選択等に資する事を目的として、「間伐材マーク使用規程」を定めるものです。 2. 3（略） 4. マーク使用の対象 (1) マークは、間伐の推進や間伐材利用の重要性をPRし、又は間伐材を用いた製品であることを表示するために使用することができます。 (2)（略） (3) 間伐材を用いた製品に使用する場合は、原材料の仕入先が間伐材を取り扱う市場や加工工場であるなど、使用した間伐材の産地を明確に証明することができる製品であるものに限ります。 5. マーク使用の申請・変更 (1) マーク使用を希望するものは、普及啓発に係る場合は別紙様式1号により、間伐材を用いた製品へ使用する場合は別紙様式2号により、申請書を事務局まで提出して下さい。なお、普及啓発での使用の際、冊子・ポスター等作製依頼を受けた印刷会社等からの申請は受け付けません。印刷会社等への依頼者（クライアント）より申請を行って下さい。 (2) 様式2の申請書の提出に当たっては、関係団体の推薦状を付して下さい。この場合、中央又は地方の林業関係団体に加入している事業体等については、各々の加入団体の推薦

変更後	変更前
<u>された「納品書（写）」または「請求書（写）」（以下、「納品書等（写）」という）</u>を付して、申請書を事務局へ提出して下さい。なお、「紙」及び「紙を原材料に使用した製品等」の申請書の提出に当たっては、製紙会社等の紙の原料（パルプ等）を証明できる資料を付して提出して下さい。 （３）～（５）（略） ６．マークの使用の審査及び認定 （１）、（２）（略） （３）マークの使用の認定は、運用基準の別紙「間伐材<u>等</u>製品の商品類型の区分表」で定める間伐材<u>等</u>使用割合基準を満たしているものを対象とします。ただし、認定委員会にて審査の結果、可と判断した場合にはこの限りではありません。 （４）～（６）（略） ７．マークの使用方法 （１）①（略） ②間伐材<u>等</u>を使用した製品については（ノベルティに使用する場合を除く）普及啓発を目的とする申請はできません。 （２）間伐材<u>等</u>を使用した製品へのマークの使用 ①間伐材<u>等</u>を使用した製品への使用については、製品への貼付の外、容器、梱包材等に使用することができます。 ②、③（略） ④運用基準の別紙「間伐材<u>等</u>製品の商品類型の区分表」における区分欄Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＦにおける紙製の製品にマークの使用申請をする場合は、区分欄のＥにおけるマーク認定製品を使用していることを前提とします。 ⑤（略） ８．マークの使用期間 （１）（略） （２）認定された製品に係るマークの使用期間は、認定の月から<u>３</u>年	状を付して、又、これらに加入していない事業体、個人等については、各都道府県森林組合連合会又はその他の林業団体の推薦状を付して、申請書を事務局へ提出して下さい。なお、「紙」及び「紙を原材料に使用した製品等」の申請書の提出に当たっては、製紙会社等の紙の原料（パルプ等）を証明できる資料を作成したうえで企業からの推薦状を付して提出して下さい。 （３）～（５）（略） ６．マークの使用の審査及び認定 （１）、（２）（略） （３）マークの使用の認定は、運用基準の別紙「間伐材製品の商品類型の区分表」で定める間伐材使用割合基準を満たしているものを対象とします。ただし、認定委員会にて審査の結果、可と判断した場合にはこの限りではありません。 （４）～（６）（略） ７．マークの使用方法 （１）①（略） ②間伐材を使用した製品については（ノベルティに使用する場合を除く）普及啓発を目的とする申請はできません。 （２）間伐材を使用した製品へのマークの使用 ①間伐材を使用した製品への使用については、製品への貼付の外、容器、梱包材等に使用することができます。 ②、③（略） ④運用基準の別紙「間伐材製品の商品類型の区分表」における区分欄Ｂ、Ｃ、Ｄ及びＦにおける紙製の製品にマークの使用申請をする場合は、区分欄のＥにおけるマーク認定製品を使用していることを前提とします。 ⑤（略） ８．マークの使用期間 （１）（略） （２）認定された製品に係るマークの使用期間は、認定の月から２年

変更後	変更前
間とします。期間終了後も引き続きマークの使用を希望する場合は、使用期間が切れる 2 ヶ月前までに所定の様式により更新手続きを行うことにより、<u>3</u> 年間の延長を行う事ができ、以後も同様とします。 9 ～ 1 2 （略） 1 3．マークの使用中止等 （1）（略） （2）使用期間（<u>3</u> 年間）終了に伴い、使用を停止する場合は上記（1）の限りではありません。 1 4． 1 5 （略） 1 6．その他 （1）、（2）（略） （3）本使用規程は、<u>令和 8 年 1 0 月 1 日</u>から適用します。	間とします。期間終了後も引き続きマークの使用を希望する場合は、使用期間が切れる 2 ヶ月前までに所定の様式により更新手続きを行うことにより、2 年間の延長を行う事ができ、以後も同様とします。 9 ～ 1 2 （略） 1 3．マークの使用中止等 （1）（略） （2）使用期間（2 年間）終了に伴い、使用を停止する場合は上記（1）の限りではありません。 1 4． 1 5 （略） 1 6．その他 （1）、（2）（略） （3）本使用規程は、平成 2 8 年 9 月 1 日から適用します。